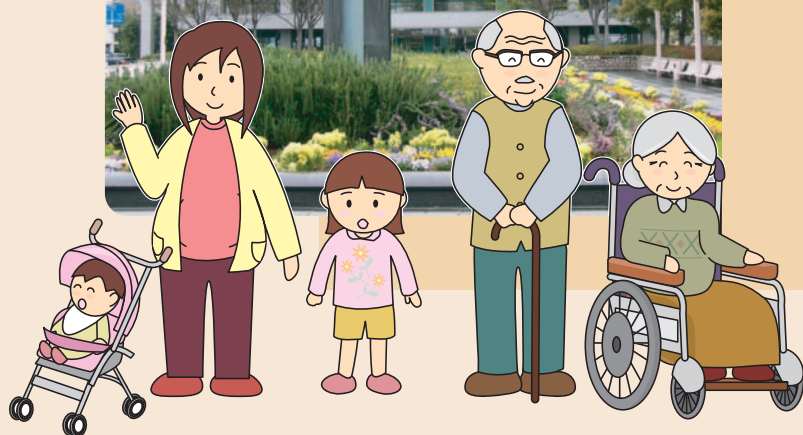
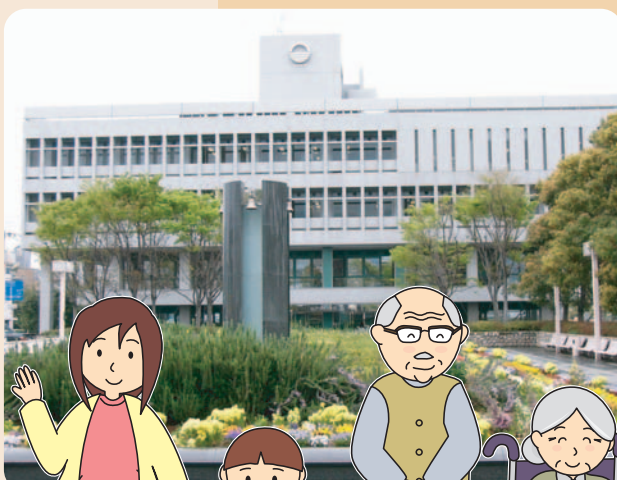
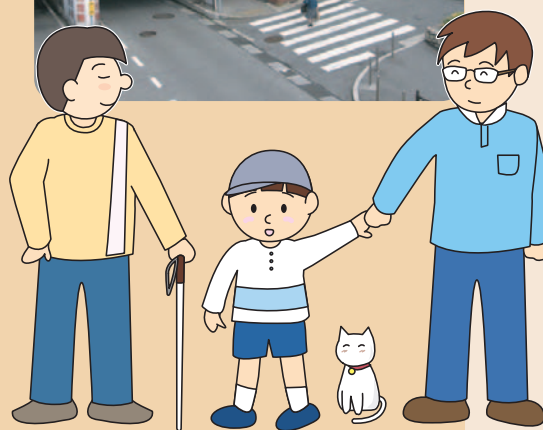


芦屋市交通バリアフリー基本構想

(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)

概要版



だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、
全ての人々がともに支えあう社会づくりを進めます

芦屋市

■ はじめに

本市では、高齢者、障がいのある方などが安全で安心して、快適に暮らせるまちづくりを進めるため、阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー法という）に基づく「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

基本構想では、短期・長期的な事業を含め、高齢者、障がいのある方などが生活上利用する施設及びその周辺道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくための基本的事項を定めています。特に、阪神芦屋駅のエレベーターの設置をはじめとする主要なバリアフリー化事業については、短期（平成22年まで）の実施を目標としています。

■ バリアフリー法とは

急速な少子高齢化が進展する我が国では、高齢者や障がいのある方なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自立した生活を営むことができるための施策が求められています。そこで、これまでのバリアフリー化の取組を拡充し、今後、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、平成18年12月20日からバリアフリー法が施行されることになりました。この法律は、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたハード・ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障がいのある方なども含めた、すべての人が暮らしやすい社会の実現を目指すことを目的としたものです。

バリアフリー法の趣旨

高齢者や障がいのある方などの円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため、

- 鉄道駅などの旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物のバリアフリー化を推進します。

- 高齢者や障がいのある方などが生活上利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを含む一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、バリアフリー化を重点的・一体的に推進します。

●バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」



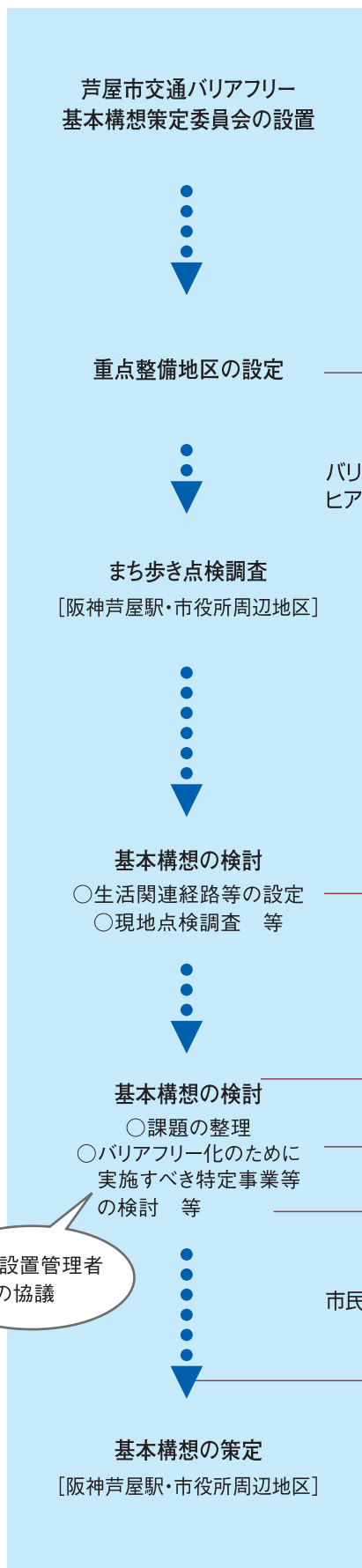
●バリアフリー

高齢者、障がいのある方などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

●ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

■ 基本構想策定の経過



基本構想の策定に当たっては、学識経験者、高齢者の代表、障がいのある方の代表、公募の市民、公共交通事業者及び関係行政機関からなる「芦屋市交通バリアフリー基本構想策定委員会」を設置し検討を行いました。

また、まち歩き点検調査、ヒアリング調査、アンケート調査、素案に対する市民意見の募集などにおいて、多数の方のご意見を参考にしながら基本構想の策定を行いました。

第1回委員会

重点整備地区の設定

バリアフリーに関する
ヒアリング・アンケート調査



●まち歩き点検調査

バリアフリー上の問題点を把握するために実施しました。



■日程、時間、参加人数

日 程	時 間	参加人数
平成18年9月26日	9:00～12:00	45人
平成18年9月27日	14:00～17:00	39人
平成18年9月30日	9:00～12:00	37人
平成18年10月3日	9:00～12:00	43人

第2回委員会

○生活関連経路等の設定
○現地点検調査 等

第3回委員会

基本構想の検討

第4回委員会

○課題の整理
○バリアフリー化のために
実施すべき特定事業等
の検討 等

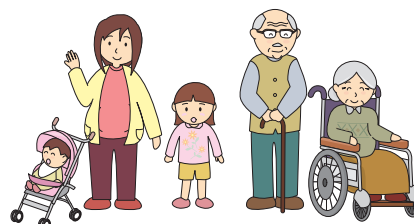
第5回委員会

施設設置管理者
等との協議

市民意見の募集

第6回委員会

参加者：高齢者、車いすを利用する方、視覚障がいのある方、聴覚・言語障がいのある方、肢体不自由の方、内部障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、芦屋市交通バリアフリー策定委員会委員、学生、市職員
実施内容：調査を実施したのち、芦屋市会議室において、調査結果や感想について話し合いました。



■ 基本理念と基本方針

基本理念

「だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、
全ての人々がともに支えあう社会づくりを進めます」

基本方針

- ◎ 安全・安心、快適なまちづくりへの多面的な取組を進めます
- ◎ 心のバリアフリー社会の実現に向けた取組を進めます
- ◎ 多様な人々に配慮した柔軟な取組を進めます
- ◎ 段階的・継続的な取組を進めます
- ◎ 多様な関係者の参画による取組を進めます

■ 重点整備地区の設定

重点整備地区とは

重点整備地区とは、相当数の高齢者、障がいのある方などが生活上利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を含み、特に優先してバリアフリー化事業を実施する必要性が高い地区のことです。

また、相当数の高齢者や障がいのある方などが生活上利用する施設のうち、当該施設間の移動が通常徒歩で行われる施設で、バリアフリー化事業の対象とする施設を「生活関連施設」として設定します。

バリアフリー法では、重点整備地区の要件の1つとして、「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」と規定しています。

重点整備地区の設定

上記のことを踏まえ、重点整備地区を「阪神芦屋駅・市役所周辺地区」としました。

また、重点整備地区の区域を以下のとおり設定しました。

- ① 阪神芦屋駅を利用する高齢者や障がいのある方などが、駅から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備することを主眼としました。
- ② 阪神芦屋駅を中心とした徒歩圏域において、各種行政手続きを行う芦屋市役所、芦屋健康福祉事務所などの官公庁施設をはじめ、福祉会館・老人福祉会館や市民センター本館・ルナホール、芦屋公園などを生活関連施設として設定しました。
- ③ 重点整備地区の区域は、②で設定した生活関連施設を囲む区域（約38ha）としました。

■ 生活関連経路等の設定

重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路を、今後、バリアフリー化事業を推進する「生活関連経路Ⅰ」「生活関連経路Ⅱ」として設定します。

● 生活関連経路Ⅰ

道路の移動等円滑化基準^(注)に適合したバリアフリー整備を行う経路をいいます。

[道路移動等円滑化基準の主な内容]

- ・車いすを使用する方がすれ違える歩道の有効幅員を確保する
- ・歩道の縦断勾配・横断勾配を小さくする
- ・歩車道境界部の段差を小さくするなど

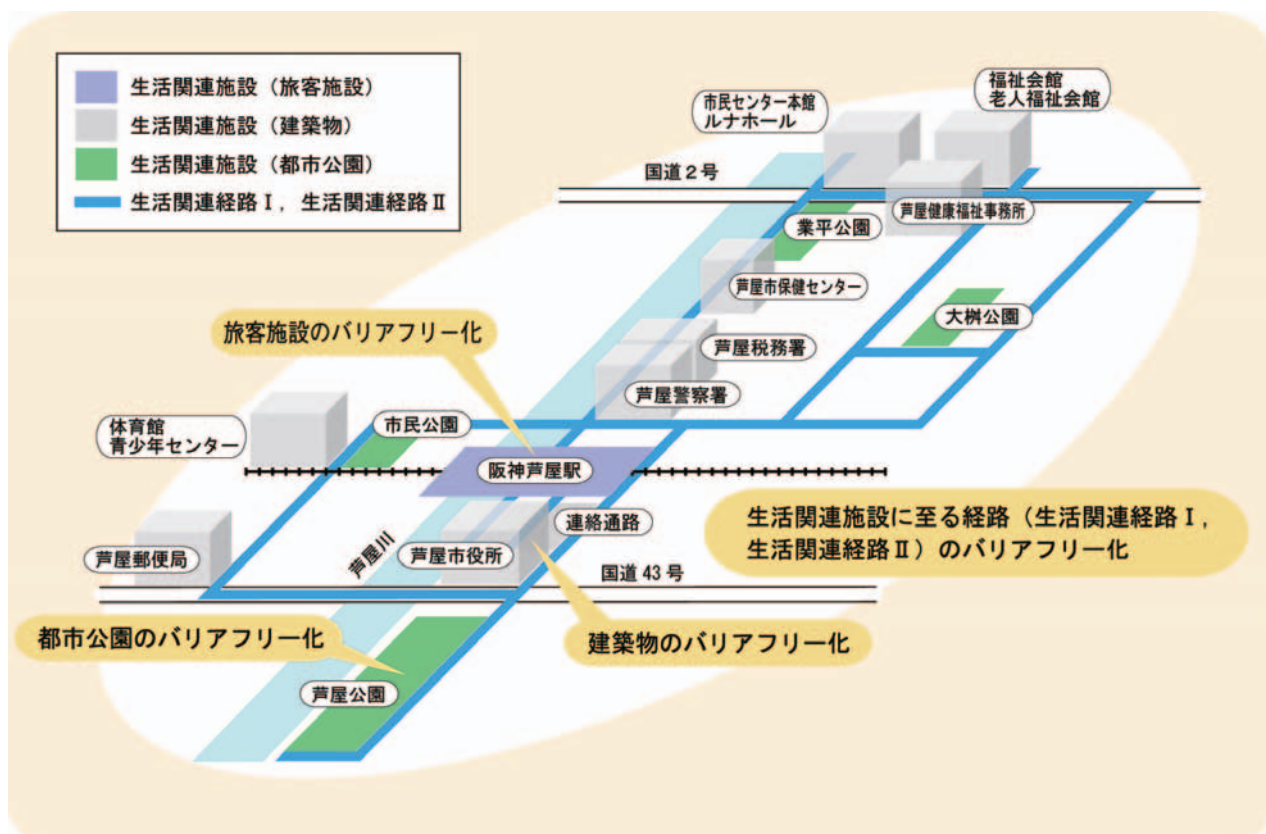
● 生活関連経路Ⅱ

地形的制約や沿道の市街化状況などにより移動等円滑化基準に全て適合させることが困難な経路をいいます。これらの経路については、移動等円滑化基準の中で実施可能なバリアフリー整備を行います。

国道43号精道交差点に設置されている芦屋歩道橋については、「生活関連経路Ⅱの設定の必要性を検討する道路」として設定します。

(注) バリアフリー法の施行に伴い国が定めるバリアフリー化基準のことで、高齢者、障がいのある方などが容易かつ安全に移動又は利用できるようにするため、車両や施設などの新設又は改良時に義務付けられるバリアフリー化措置を規定したもの。

阪神芦屋駅・市役所周辺地区におけるバリアフリー化のイメージ



阪神芦屋駅・市役所周辺地区 基本構想図

●生活関連施設

旅客施設	阪神芦屋駅
官公庁施設	芦屋市役所／芦屋警察署／芦屋税務署 芦屋健康福祉事務所
福祉施設	芦屋市保健センター／福祉会館・老人福祉会館
文化施設	市民センター本館・ルナホール／体育館・青少年センター
商業業務施設	芦屋郵便局
その他の施設	連絡通路（駅～市役所）
都市公園	芦屋公園／市民公園／大樹公園／業平公園

凡 例		
旅客施設等	鉄道駅	
	バス停	
旅客施設以外の生活関連施設	官公庁施設	
	福祉施設	
	文化施設	
	商業業務施設	
	都市公園	
	その他の施設	
重点整備地区		
生活関連経路 I		
生活関連経路 II		
生活関連経路 II の設定の必要性を検討する道路		

0 125 250 m

●生活関連経路等

区 分	番号	施設名	管理者
生活関連経路 I	A-1	国道2号	国土交通省
	A-2	国道43号	国土交通省
	A-3	国道43号（横断歩道）	国土交通省
	A-4	県道奥山精道線	兵庫県
	A-5	市道216号線	芦屋市
	A-6	市道216号線	芦屋市
	A-7	市道216号線	芦屋市
	A-8	市道338-1号線	芦屋市
	A-9	市道229号線	芦屋市
	A-10	市道210号線	芦屋市
	A-11	市道210号線	芦屋市
	A-12	市道200号線	芦屋市
	A-13	連絡通路	芦屋市
生活関連経路 II	B-1	県道奥山精道線	兵庫県
	B-2	県道奥山精道線	兵庫県
	B-3	市道338-1号線	芦屋市
	B-4	市道338-1号線	芦屋市
	B-5	市道196号線	芦屋市
	B-6	市道215号線	芦屋市
	B-7	市道312号線	芦屋市
生活関連経路 II の設定の必要性を検討する道路	C-1	国道43号（芦屋歩道橋）	国土交通省

■ バリアフリー化のために実施すべき特定事業等の概要

凡 例

- ◇時期の●は短期(原則,平成22年までに事業を実施),○は長期(長期的に事業を実施)を示しています。
 ◇当面解決が困難な課題などを有し,特に今後,引き続き課題解決に向けての検討が必要とされる事業には*をつけています。

● 駅及びバス車両等のバリアフリー化事業 [公共交通特定事業]

項 目	事 業 内 容	事業者	時期	
阪神芦屋駅	エレベーター(改札内)	・駅東改札内から各ホームを結ぶエレベーターの設置	阪神電気鉄道	●
	スロープ(改札外)	・市道216号線から駅東改札間の連絡通路スロープ部への2段式手すりの設置		●
	改札口	・車いす使用者に対応した拡幅改札口の設置		●
	ホーム	・ホーム縁端警告ブロックの改善*		○
	階段(改札内外)	・2段式手すりへの改善,手すりへの点字案内表示		●
	駅東改札外～県道間のアクセス	・駅東改札外から県道奥山精道線間の段差解消施設の整備*	阪神電気鉄道等	○
	連絡通路(駅～市役所)	・スロープの勾配などの改善 ・溝蓋の設置	芦屋市	●
	視覚障害者誘導用ブロック	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 (連絡通路や連絡通路から改札口に至る経路など)	阪神電気鉄道 ／芦屋市	●
	トイレ	・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮した設備の改善	阪神電気鉄道	●
	券売機	・バリアフリー化された券売機に更新*		○
	運行情報提供設備	・バリアフリー化された案内表示器に更新*		○
バス	バス車両	・低床車両バスの導入	阪急バス	継続
	バス停	・ベンチ及び上屋の設置*		○



▲エレベーターが設置されていない



▲出入口に段差があり,車いすトイレが無い

● 信号機等のバリアフリー化事業 [交通安全特定事業]

項 目	事 業 内 容	事業者	時期
信号機	・生活関連経路の主要な交差点におけるバリアフリー対応型信号機の設置	公安委員会	●
	・生活関連経路の主要な交差点における歩行者用青時間の延長*		○
横断歩道	・生活関連経路の主要な交差点における横断歩道などの拡幅やエスコートゾーン(視覚障害者用横断帯)の設置*	公安委員会 ／道路管理者	○
その他	・違法駐車取締まり強化	公安委員会	継続

● 道路のバリアフリー化事業 [道路特定事業]

●生活関連経路Ⅰの整備

路線名	事業内容	事業者	時期
A-1 国道2号	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	国土交通省	●
A-2 国道43号	・芦屋歩道橋の橋脚部における有効幅員の拡幅* ・交差点でのすりつけ勾配の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
A-3 国道43号(横断歩道)	・引き続き検討*		●
A-4 県道奥山精道線	・有効幅員の拡幅 ・歩道の波打ち改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの改善	兵庫県	●
A-5 市道216号線	・スロープの拡幅,勾配などの改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置	芦屋市	●
A-6 市道216号線	・芦屋川沿いの景観に配慮した平たんで滑りにくい舗装仕上げとする* ・狭い区間での有効幅員の拡幅 ・車両乗入れ部でのすりつけ改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
A-7 市道216号線	・歩道の波打ち改善 ・横断歩道における横断勾配の改善* ・視覚障害者誘導用ブロックの改善		●
A-9 市道229号線	・舗装面の凸凹の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置,改善		●
A-8 市道338-1号線 A-10 市道210号線 A-11 市道210号線 A-12 市道200号線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		●

●生活関連経路Ⅱの整備

路線名	事業内容	事業者	時期
B-1 県道奥山精道線	・有効幅員の拡幅 ・歩道の波打ち改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの改善	兵庫県	●
B-2 県道奥山精道線	・有効幅員の拡幅* ・踏切部における歩行空間の改善* ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
B-3 市道338-1号線 B-4 市道338-1号線	・長い坂道区間での休憩施設などの設置* ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・舗装面の凸凹の改善	芦屋市	○
B-5 市道196号線 B-7 市道312号線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○
B-6 市道215号線	・車両乗入れ部でのすりつけ改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○

●生活関連経路Ⅱの設定の必要性を検討する道路の整備

[C-1 国道43号]の国道43号精道交差点に設置されている芦屋歩道橋については,引き続き道路管理者,公安委員会,芦屋市,地域住民,利用者などと協議を行い検討します。

道路のバリアフリー化事業については上記のほか,建築物などの連続性の確保,水たまりの防止,排水施設の改善などを実施します。



◀ 歩道の有効幅員が狭く路面が凸凹

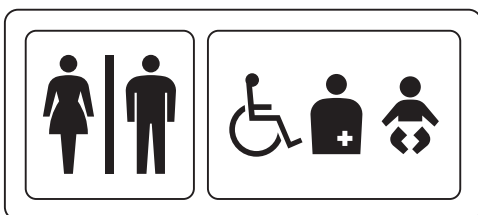
▶ 視覚障害者誘導用ブロックの形状が小さく識別しにくい



● 建築物のバリアフリー化事業 [建築物特定事業]

施設名	項目	事業内容	事業者	時期
芦屋市役所	屋外	・スロープの改善* ・視覚障害者誘導用ブロックの改善	芦屋市	●
	屋内	・階段の踏面端部の識別化 ・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・案内板の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置,改善		●
芦屋警察署	屋内	・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善*	兵庫県	○
芦屋税務署	屋外	・敷地内通路の改善*	国税庁	○
	屋内	・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善*		●
芦屋健康福祉事務所	屋外	・車いす用駐車スペースの拡幅	兵庫県	●
	屋内	・エレベーターの設置*		○
芦屋市保健センター(注) <small>(注) (仮称) 芦屋市福祉センターの構想において検討します。</small>	屋外	・スロープに手すりを設置 ・車いす用駐車スペースの設置	芦屋市	●
	屋内	・エレベーターの設置 ・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
福祉会館・老人福祉会館	屋外	・道路と敷地境界の段差の改善 ・通路の両側に立ち上がり部などを設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・車いす用駐車スペースの拡幅	芦屋市	●
	屋内	・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置,改善		●
市民センター本館・ ルナホール	屋外	[市民センター本館] ・視覚障害者誘導用ブロックの改善 [ルナホール] ・敷地内通路の改善* ・視覚障害者誘導用ブロックの改善	芦屋市	●
	屋内	[市民センター本館] ・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・男子トイレの改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 [ルナホール] ・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置,改善		●
体育館・青少年センター	屋外	・道路と敷地境界の段差の改善	芦屋市	●
	屋内	・高齢者や障がいのある方,乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善		●
連絡通路(駅～市役所)	屋内	・スロープの勾配などの改善 ・溝蓋の設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置	芦屋市	●

※: [芦屋警察署(屋外)] [芦屋郵便局(屋外,屋内)]については,おおむねバリアフリー化されています。



◀ 障がいのある方・オストメイト・乳幼児用の設備を備えたトイレ(多機能トイレ)



◀ 視覚障害者誘導用ブロックの色が路面と同色で識別しにくい

● 都市公園のバリアフリー化事業 [都市公園特定事業]

施設名	項目	事業内容	事業者	時期
芦屋公園	園路	・道路と敷地境界の段差の改善 ・出入口から主要な公園施設に至る経路の改善(注) (注) 芦屋公園の景観と調和したバリアフリー化を検討します。	芦屋市	●
	公園施設	・高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・手洗場の改善		○
市民公園	園路	・道路と敷地境界の段差の改善		●
	公園施設	・高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・休憩施設の段差、水飲場、手洗場の改善		○
大柵公園	園路	・スロープ、階段の手すりの改善 ・公園内の小川に立ち上がり部などを設置		●
	公園施設	・トイレ内の手すりの改善		●
業平公園	園路	・出入口からトイレまでの通路の改善 ・スロープの勾配などの改善 ・階段の踏面端部の識別化、両側に立ち上がり部などを設置		●
	公園施設	・高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 ・休憩施設の段差、水飲場、手洗場の改善		○

● ソフト施策の充実

心のバリアフリーの推進

施設面でのバリアフリー化と併せて、市民、福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が連携・協力した取組を進めます。

市民一人ひとりが、高齢者、障がいのある方、子ども連れの方などの困難を自らの問題として認識し、その方々の社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」社会の実現を目指します。

市民に対する啓発活動の推進

市民一人ひとりの理解と協力を促すため、市民に対する啓発活動を推進します。

バリアフリー情報の提供

「情報」のバリアフリー化やバリアフリーの取組に関する情報提供を進めます。

職員に対する研修の実施

行政担当者や交通事業者などの職員に対して、バリアフリーに必要な研修を実施します。

迷惑自転車・路上違反広告物対策

駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動を実施するとともに、放置自転車対策や歩道にはみ出している路上違反広告物対策を実施します。



◀ 通行の邪魔になっている迷惑自転車

多様な地域モビリティの確保

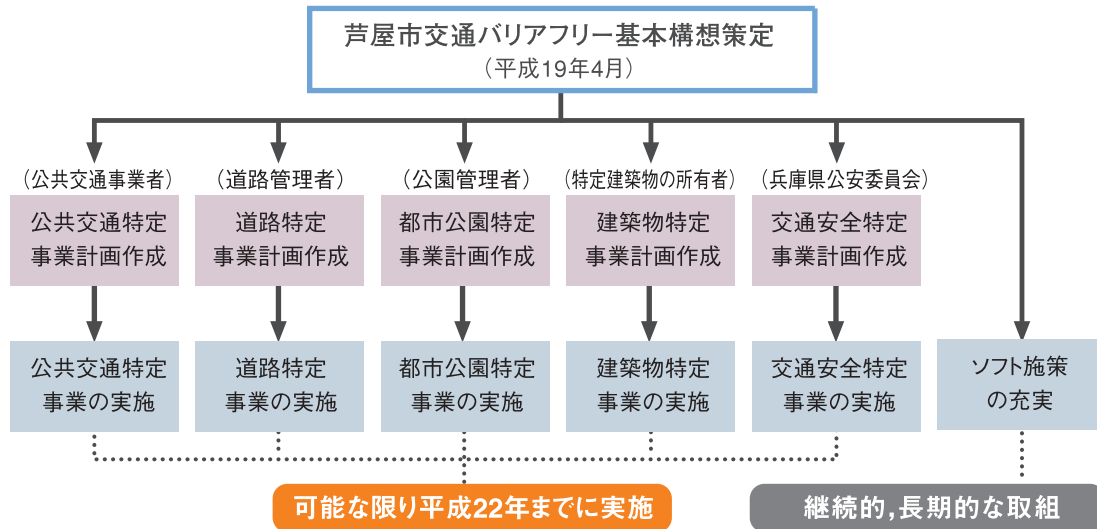
福祉有償運送^(注)の普及をはじめ、総合的な交通サービスの観点から、多様な地域のモビリティ(移動性)を確保していく方策を検討します。

(注) NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がいのある方など公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

■ バリアフリー化事業の進め方

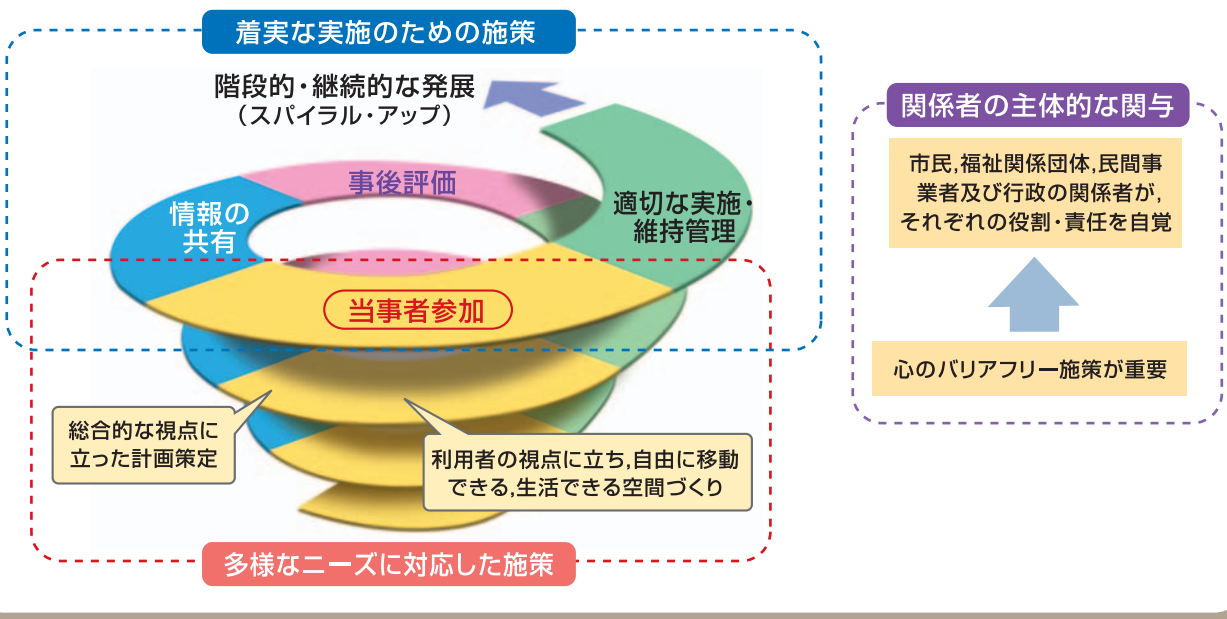
この基本構想策定後は、各施設設置管理者及び公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を策定し、事業を実施します。

また、基本構想に位置付けられた事業や施策の評価結果を以後に反映する段階的・継続的な取組を進めます。



● 段階的・継続的な取組

利用者・住民の参加や、段階的・継続的發展(スパイラルアップ)のプロセスを確立するための仕組みづくりを進めます。



芦屋市交通バリアフリー基本構想はホームページにも掲載しています。



芦屋市交通バリアフリー基本構想 「概要版」

芦屋市都市環境部都市計画課

住所: 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL: (0797) 38-2073 (直通) FAX: (0797) 38-2164

ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/index.html>

平成19年(2007年)5月作成

